

令和8年度版

福祉ガイドブック



久慈市

生活の福祉	- 1 -
生活保護制度.....	- 1 -
生活困窮者自立支援制度.....	- 1 -
高齢者福祉	- 2 -
長寿祝金支給事業.....	- 2 -
敬老事業.....	- 2 -
緊急通報サービス.....	- 2 -
避難行動要支援者支援事業.....	- 2 -
高齢者支援	- 3 -
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業.....	- 3 -
地域包括支援センター.....	- 3 -
一般介護予防事業.....	- 4 -
介護予防・生活支援サービス事業：わんつかつこ訪問サービス.....	- 4 -
認知症サポーター養成講座・各種出前講座.....	- 4 -
認知症初期集中支援事業.....	- 4 -
成年後見制度.....	- 5 -
在宅医療・介護連携推進事業.....	- 5 -
家族介護支援事業.....	- 5 -
行方不明発生に備えた認知症高齢者等の事前登録事業.....	- 5 -
高齢難聴者の補聴器購入助成.....	- 6 -
介護保険	- 7 -
介護保険サービスの概要	- 7 -
介護（予防）給付のサービス.....	- 7 -
総合事業のサービス.....	- 9 -
障がいのある方の介護サービスについて.....	- 9 -
介護保険サービス利用の流れ	- 10 -
介護保険サービスの費用の支払い	- 11 -
利用者負担.....	- 11 -
高額介護サービス費の支給.....	- 11 -
施設サービスの居住費・食費の利用者負担額の軽減.....	- 11 -
社会福祉法人等による利用者負担額の軽減.....	- 11 -
介護保険料	- 12 -
65歳以上の方の介護保険料の納め方.....	- 12 -
65歳以上の方の所得段階別保険料年額（令和6～8年度）.....	- 12 -
40～64歳の方の介護保険料.....	- 13 -
障がい者福祉	- 14 -
手帳の交付	- 14 -
手 当	- 14 -
障害者総合支援法等（障がい福祉サービス・障がい児通所支援）	- 15 -
介護給付費.....	- 15 -
訓練等給付.....	- 15 -
地域相談支援.....	- 16 -
障がい児通所支援給付.....	- 16 -
地域生活支援事業.....	- 17 -
自立支援医療.....	- 18 -
補 装 具.....	- 18 -
各種助成制度	- 19 -

健康づくり	- 20 -
母子保健	- 20 -
母子健康手帳.....	- 20 -
赤ちゃん手帳（健康診査・予防接種票）.....	- 20 -
妊産婦健康診査交通費宿泊費助成金交付.....	- 20 -
新生児等聴覚検査料補助.....	- 20 -
妊婦のための支援給付事業.....	- 20 -
乳幼児健康診査・乳幼児相談.....	- 20 -
養育医療給付.....	- 21 -
予防接種	- 22 -
子どもの予防接種.....	- 22 -
妊婦の予防接種.....	- 23 -
高齢者の予防接種.....	- 23 -
成人の健康づくり	- 24 -
健康診査、がん検診等.....	- 24 -
がん患者医療用補正具購入事業補助金.....	- 25 -
教室・その他事業.....	- 25 -
施設のご案内	- 26 -
久慈市国民健康保険山形診療所.....	- 26 -
元気の泉.....	- 26 -
後期高齢者医療	- 27 -
後期高齢者医療制度への加入について.....	- 27 -
高額医療費について.....	- 27 -
特定疾病について.....	- 27 -
治療用装具について.....	- 27 -
医療費助成	- 28 -
医療費などの助成.....	- 28 -
高額療養資金の貸付.....	- 29 -
福祉医療資金の貸付.....	- 29 -
児童・母子福祉	- 30 -
児童手当.....	- 30 -
児童扶養手当.....	- 30 -
家庭児童相談.....	- 31 -
女性相談.....	- 31 -
母子生活支援施設への入所.....	- 31 -
保育所及び認定こども園・保育事業等	- 32 -
保育所及び認定こども園の利用.....	- 32 -
利用料等.....	- 32 -
保育時間.....	- 33 -
一時預かり.....	- 34 -
障がい児保育.....	- 35 -
休日保育.....	- 36 -
子育て支援センター事業.....	- 36 -
放課後児童健全育成事業.....	- 37 -

生活の福祉

【 窓 口 】 社会福祉課（本庁舎 1 階）

TEL 52-2119（直通）

生活保護制度

資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康的で文化的な最低生活を保障し、その自立を助長する制度です。

申請窓口は、福祉事務所です。所得や資産の状況、扶養義務などを調査して保護の要否を決定します。制度の説明、相談も福祉事務所（社会福祉課）でお受けします。

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃、火災保険料、契約更新料など
医療扶助	診療、治療費、薬代など
介護扶助	介護サービス利用に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用、高校就学費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用
就労自立給付金	就労収入の増加により自立する方への給付金
進学・就職準備給付金	高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くこと等により自立する方への給付金

生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を支援する制度です。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、解決に向けた支援を行います。相談窓口は久慈市社会福祉協議会（TEL 61-3741（直通））となります。

支援の種類	支援の内容
自立相談支援事業	生活に困窮している方ができるだけ早く自立できるよう、専門の支援員が相談を受け、様々な問題に対応した支援の実施をお手伝いします。
住居確保給付金	①離職等により困窮し居住する住居を失った方や、住居を失うおそれの高い方に、安定した就職活動ができるよう家賃相当額を援助します。 ※期限に上限があります。 ②同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職等により困窮し居住する住居を失った方や、住居を失うおそれの高い方に、家計の改善に向けた転居費用相当額を援助します。 ※期限に上限があります。
家計改善支援事業	生活困窮者の家計の安定に向け、世帯の家計の管理、課題の把握に向けた相談支援を行い、早期に生活安定が図られるようお手伝いします。
就労準備支援事業	日常生活、社会生活の自立ができていない等就労に向け準備が必要な方に、生活習慣の改善、就労体験等の支援を行い、基礎能力の形成を促します。

高齢者福祉

【 窓 口 】 社会福祉課（本庁舎 1 階） TEL 52-2119（直通）
山形福祉室（総合支所 1 階） TEL 72-2111（代表）

長寿祝金支給事業

社会に貢献した労をねぎらうため、長寿祝金を支給して長寿を祝福します。

種類	支給金額	対象者
88 歳祝金	10,000 円	毎年 9 月 15 日現在において、市内に住所を有する方のうち、その年度内に満 88 歳に達する方
100 歳祝金	100,000 円	満 100 歳に達した日において、市内に住所を有する方

敬老事業

長寿を祝し、これまでの社会貢献に対する敬意を表すために敬老会を行う町内会等に対して、補助金を交付します。

- ◇対象者 75 歳以上（年度内に 75 歳になる方を含む）
- ◇助成額 対象者 1 人あたり 1,080 円

緊急通報サービス

日常生活において急病や災害などの緊急事態への不安を除くために、一人暮らしの高齢者などに緊急通報装置を貸与し、24 時間の緊急通報体制により迅速かつ適切な対応を図ります。

- ◇対象者 市内に住所を有する概ね 65 歳以上のみの高齢者世帯及びこれに準ずる世帯、身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で次に該当する方。
 - (1) 身体上の慢性的な疾患等により日常生活を営むうえで常時注意を要すること。
 - (2) 環境上の理由により災害等の緊急時に配慮が必要であること。
- ◇利用料 1 カ月あたり 945 円（市町村民税所得割非課税世帯は無料）

避難行動要支援者支援事業

家族等の支援が困難な一人暮らしの高齢者や身体に障がいを持っている方たちが地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成を進め、地域の中で日ごろの見守りと災害時の支援体制を整えます。

- ◇対象者 (1) 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- (2) 概ね要介護度 3 以上の在宅生活者
- (3) 地域での支援が必要な在宅の障がい者(児)等
- (4) その他、援助を必要とする方

高齢者支援

【 窓 口 】	地域包括支援センター（元気の泉内）	TEL 61-1557（直通）
	〃 介護保険受付窓口	TEL 61-1112（直通）
	〃 ブランチけやきの里	TEL 59-3181（櫛の里内）
	〃 ブランチ山形	TEL 72-3110（愛山荘内）
	久慈市社会福祉協議会	TEL 53-3380（直通）
	久慈市社会福祉協議会山形事務所 （山形老人福祉センター内）	TEL 72-2911（直通）

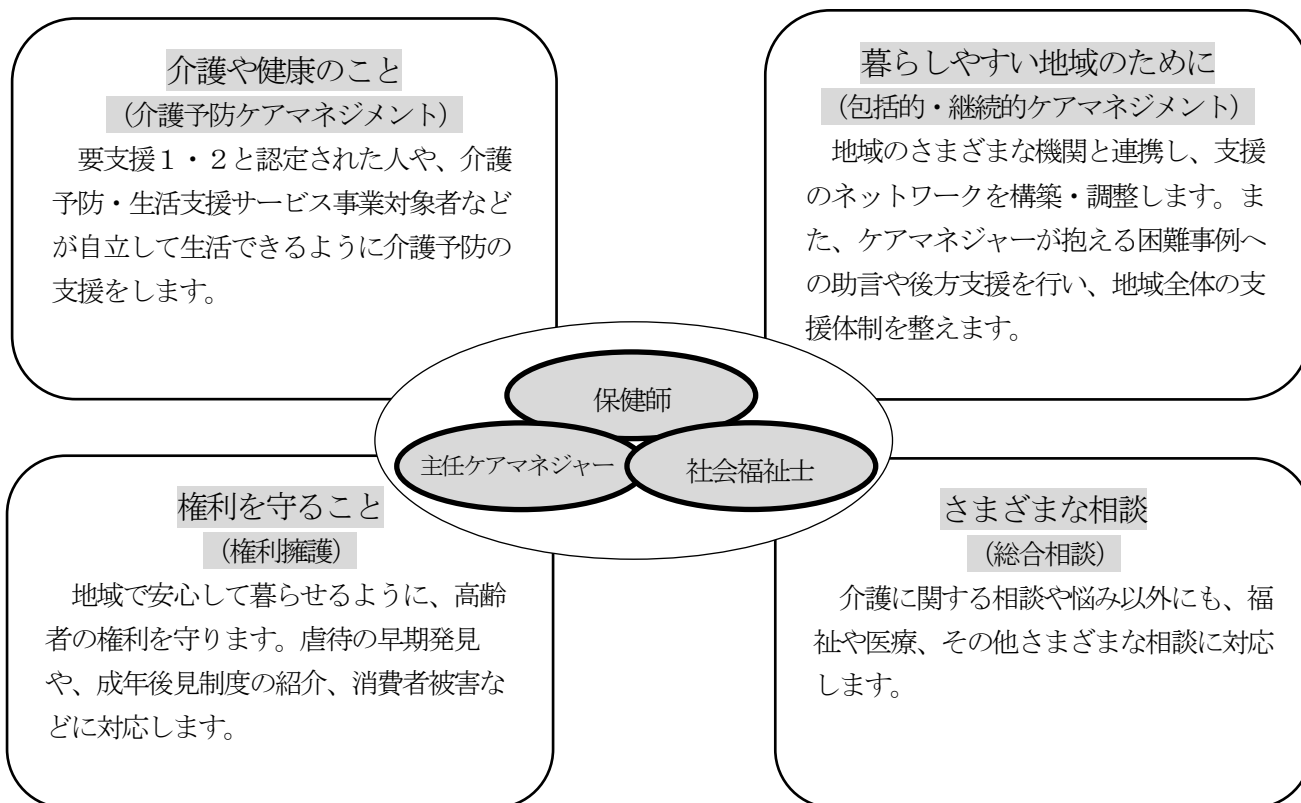
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要介護高齢者または重度身体障がい者の日常生活の自立及び介護の負担軽減を図るため、住宅の改善に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ◇対象者 介護保険法に規定する「要介護（支援）者」または身体障害者手帳1級から3級で一定の条件に該当する方
- ◇対象経費 トイレ、浴室等（玄関、台所、廊下、居室その他必要と認められる箇所）の改善、段差解消、手すりの設置など、対象者の日常生活動作又は介護動作に合わせて改善に要する経費。
- ◇助成額 対象経費（上限額80万円）から対象者ひとりにつき20万円を控除した額の3分の2（最高40万円）

地域包括支援センター ————— 高齢者の総合相談窓口です。 —————

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。地域包括ケアシステムの中核として、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者や家族を支えます。



一般介護予防事業

65歳以上の高齢者に対して、心身機能の改善及び生活機能の維持・向上を図ることによって、住み慣れた地域での生活を継続するとともに、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。また、体操等を通じた住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、見守り支え合いにつながる地域づくりを行います。

事業名	対象	内容
いきいき百歳体操 (簡易版 29分)	週1回以上、3人以上で集まり、3か月以上体操を行うことができる団体	<ul style="list-style-type: none"> ・開始及び継続支援 ・リハビリテーション専門職等による体操指導 ・定期的な体力測定 ・体操に必要な物品の貸出 ・簡易版(29分)からスペシャル版(39分)の移行支援
かみかみ百歳体操	いきいき百歳体操団体	<ul style="list-style-type: none"> ・開始及び継続支援 ・歯科衛生士等による口腔衛生指導
介護予防活動団体の支援	いきいき百歳体操以外の介護予防に資する活動を週1回程度実施している団体	<ul style="list-style-type: none"> ・開始及び継続支援

介護予防・生活支援サービス事業:わんつかっこ訪問サービス

日常の生活支援を必要とする高齢者に対して、ごみ出し、調理、買い物、掃除等の家事支援等を提供します。

- ◇支援の担い手 わんつかっこ訪問サービス従事者養成講座を修了した60歳以上の方
- ◇対象者 要支援1・要支援2認定者、チェックリストによる総合事業の対象者

認知症サポーター養成講座・各種出前講座

講話や寸劇等で、認知症の症状や認知症の方への接し方などを説明する出前講座（事前申込制）です。認知症に関する正しい知識と理解を広め、地域で暮らす認知症の方やその家族の支援者を増やすことを目的にして、公民館、地域サロン、企業、小・中学校等を会場に講座を開催しています。

このほか皆さんの「ちょっと知りたい内容」に応じて各種出前講座を開催しています。

内容	開催テーマ例	申込方法
各種出前講座 (30分程度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座(約90分程度) ・認知症の症状や接し方(養成講座の短時間版) ・介護保険の基礎知識 ・助け合いや健康・介護予防の大切さ ・人生の“備え”の大切さ 	希望日の2カ月前までにご連絡ください。

認知症初期集中支援事業

認知症の専門医と医療、介護、福祉の専門職がチームとなって、認知症の方の受診や介護サービス利用について一緒に考え、症状にあった対応等のアドバイスを行います。

- ◇対象 久慈市に住所のある概ね40歳以上の認知症の症状などで困っている本人、家族

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）を支援していく制度です。

◇相談窓口 久慈地域成年後見センター Tel 61-3741（直通）

在宅医療・介護連携推進事業

◇「どうしましたカード～医療と私をつなぐメモ～」

医療機関において問診票の記入を求められた時、正確な情報を記入できるよう、医師や看護師に伝えたいことを記録するメモです。

◇「こうしたいノート」(久慈市版エンディングノート)

自分はこれからどう過ごしていきたいか、もし、治療や介護などの選択が必要になった時どうしてほしいか、最期のときはどう看取ってほしいか、遺していく物はどのようにしてほしいかなど、自分にとって大切なことを書き残して伝えるためのノートです。

病気の症状等によっては自分自身で決定できない状態になっていることも考えられますので、そのような状況等に備え、家族などとの話し合い、考える手助けとなります。

・「どうしましたカード～医療と私をつなぐメモ～」、「こうしたいノート」は、地域包括支援センターで配付しています。

家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の精神的、経済的負担を軽減させるための支援を行います。

事業名	対象者	支給額
家族介護用品支給事業	要介護度4、5の高齢者を在宅で介護している家族の方に支給します。（市民税非課税世帯であること）	3,000 円の支給券を申請月から年度末までの月数分交付します。

※介護保険の手続きなどを説明する出前講座や介護教室も開催しています。

行方不明発生に備えた認知症高齢者等の事前登録事業

認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見と安全確保に向けて、捜索等に必要情報を事前に登録する事業です。登録情報は久慈警察署と共有し、行方不明発生時の捜索活動や保護した際の身元確認に利用します。登録した方には識別ステッカーを交付します。

事業名	対象者	内容
認知症高齢者等事前登録事業	市内に居住する次のいずれかに該当する方 ①65歳以上で、認知機能が低下した状態にあり行方不明となるおそれがある方 ②64歳以下で、若年性認知症などの状態にあり行方不明となるおそれがある方	●登録情報を久慈警察署と共有し、行方不明発生時の捜索活動や保護した際の身元確認に利用 ●登録した方に識別ステッカーを交付

高齢難聴者の補聴器購入助成

社会参加や人との交流を促進し、健康寿命の延伸につなげるため、高齢難聴者の補聴器購入費用の一部を助成します。

事業名	対象者	助成額
高齢者補聴器購入助成事業	次の全てに該当する方 ①市内に住所がある 65 歳以上の方 ②両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない方 ③耳鼻咽喉科治療で聴力改善が見込めない方	次の基準価格の範囲内で原則 9 割 ●高齢難聴用ポケット型 41,600 円 ●高齢難聴用耳かけ型 43,900 円

※補聴器の購入前に耳鼻科の受診や申請が必要です。必要書類の配付と説明をしますので、はじめにお問い合わせください。

介護保険

【 窓 口 】 地域包括支援センター介護保険受付窓口

(元気の泉内)

TEL 61-1112 (直通)

山形福祉室 (総合支所 1 階)

TEL 72-2111 (代表)

久慈広域連合介護保険課

TEL 61-3355 (直通)

介護保険サービスの概要

介護保険のサービスには「介護給付及び介護予防給付」と「介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)」のサービスがあります。

介護(予防)給付のサービス

○サービスを利用できる方

第1号被保険者 (65歳以上の方)	「要介護・要支援認定」を受けた方
第2号被保険者 (40歳から64歳の方)	介護保険の対象となる病気 (特定疾病※) が原因で「要介護・要支援認定」を受けた方

※特定疾病

●がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ●関節リウマチ●筋萎縮性側索硬化症●後縦靭帯骨化症●骨折を伴う骨粗しょう症●初老期における認知症●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病●脊髄小脳変性症●脊柱管狭窄症●早老症●多系統萎縮症●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症●脳血管疾患●閉塞性動脈硬化症●慢性閉塞性肺疾患●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

○主なサービスの種類と内容

サービスの種類		サービスの内容
在宅サービス	訪問介護【ホームヘルプサービス】	ヘルパーが自宅に訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が自宅に訪問し、必要な機能訓練や指導をします。
	(介護予防) 居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが自宅に訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	(介護予防) 訪問看護	看護師などが自宅に訪問し、療養上の世話や必要な看護等を行います。
	通所介護【デイサービス】	通所介護施設において、食事・入浴などの介護、機能訓練を日帰りで行います。
	(介護予防) 通所リハビリテーション【デイケア】	老人保健施設などにおいて、機能訓練などを日帰りで行います。
	(介護予防) 短期入所生活介護【ショートステイ】	老人福祉施設などに短期入所した方へ、食事・入浴などの介護、機能訓練を行います。

	(介護予防) 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】	老人保健施設などに短期入所した方へ、医療によるケアや介護、機能訓練などを行います。
	(介護予防) 特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所した方へ、食事・入浴などの介護、機能訓練を行います。
	(介護予防) 福祉用具貸与	特殊ベッドや車いすなどの福祉用具を貸与します。(介護度によって利用できる用具が異なります。)
	特定(介護予防) 福祉用具購入費の支給	トイレ・入浴関連の福祉用具について、購入費用から自己負担分を除いた実費を支給します。
	(介護予防) 住宅改修費の支給	生活環境を整えるための住宅改修費(上限20万円)について、自己負担分を除いた実費を支給します。
地域密着型サービス	(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症と診断された方へ、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行います。
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】	認知症と診断された方が共同で生活できる住居等で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)
	地域密着型通所介護	定員18名以下の小規模な通所介護事業所で、食事・入浴などの介護、機能訓練を日帰りで行います。
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型施設において、通い、居宅への訪問、施設への宿泊を柔軟に組み合わせ、日常生活の介護を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型施設において、療養生活の支援のための看護や通い、訪問介護、短期宿泊を柔軟に組み合わせ、日常生活の介護を行います。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理を行います。(新規に入所できるのは原則要介護3以上の方)
施設サービス	介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】	常に介護を必要とし、在宅で介護が困難な方に対し、食事・入浴などの介護や健康管理を行います。(新規に入所できるのは原則要介護3以上の方)
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方に対し、医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを行います。(要支援の方は利用できません。)
	介護医療院	長期間にわたり療養が必要な方に対し、医療と介護を一体的に行います。(要支援の方は利用できません。)

総合事業のサービス

○サービスを利用できる方

介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
・「要支援認定」を受けた方 ・事業対象者	65歳以上のすべての方

※事業対象者

国が定める25項目の基本チェックリストを実施した結果、生活機能が低下し要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる方。

○サービス内容（介護事業所による介護予防・生活支援サービス事業）

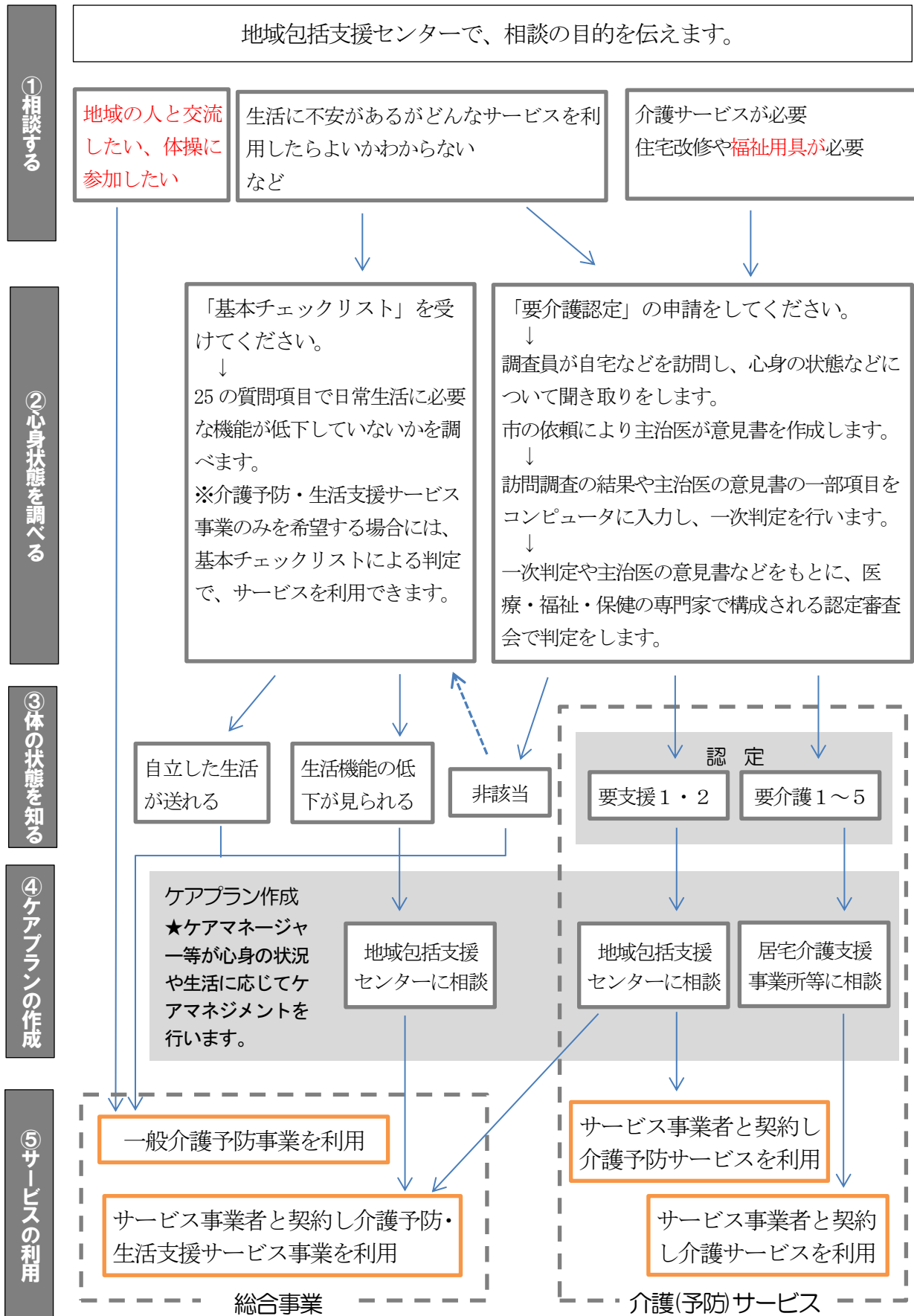
サービスの種類	サービスの内容
訪問介護相当事業	ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
通所介護相当事業	通所介護施設において、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行います。

※その他の介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防の内容は4ページをご覧ください。

障がいのある方の介護サービスについて

障がいのある方が、要介護または要支援と認定された場合において、サービスの内容や機能からみて障がい福祉サービスと同等の介護サービスがあるときは、基本的に介護サービスを優先して受けることになります。

介護保険サービス利用の流れ



介護保険サービスの費用の支払い

利用者負担

介護保険のサービスを利用した際の自己負担額は、原則として利用料の1～3割です。

※食費・日常生活費及び施設の居住費等は別途自己負担となります。

※一般介護予防事業の利用料は原則無料です。

高額介護サービス費の支給

1か月に支払った介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が一定の上限額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として後から給付（払い戻し）されます。給付を受けるには、久慈広域連合への申請が必要です。

（対象者には、申請書が送付されます。口座を登録いただいた方は、次回から自動的に振り込みとなります。）

施設サービスの居住費・食費の利用者負担額の軽減

施設サービスを利用したときの食費と居住費について、所得が低い方に対しては、所得に応じた負担額の上限を設け、負担の軽減を図ります。（申請が必要です。）

利用者負担段階	所得等の要件(A)	預貯金等の額の要件(B)
第1段階	・生活保護の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税 ・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万9,000円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万9,000円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※(A)および(B)の両方の要件を満たすことが必要。

※年金収入額には非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

※住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

※第2号被保険者（40歳から64歳前の方）の預貯金等の要件はいずれの利用者負担段階においても単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減

社会福祉法人が行う介護サービスを利用する方で、生計が困難な場合に利用者負担額を軽減する制度です。

※岩手県へ軽減実施届出をした法人のサービスに限ります。事業の詳細については問合せください。

対象者	軽減割合
以下の要件全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税 ・年間収入が単身で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下 ・預貯金額が単身で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ・日常生活に必要な資産以外に所有していない ・負担能力のある親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない 	利用者負担額・食費・居住費（滞在費）の1/4 （老齢福祉年金受給者は1/2）
生活保護受給者	個室の居住費（滞在費）の100%

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料の納め方

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の納め方は、受給している年金（老齢福祉年金を除く）の額によって「特別徴収・普通徴収」に分かれます。

- （1）年金が年額18万円以上の方…原則、年金から差し引かれます。（特別徴収）
- （2）年金が年額18万円未満の方…納付書または口座振替により各自納めていただきます。（普通徴収）

※保険料を一定期間を超えて滞納すると、介護サービス費用を一旦全額自己負担する、自己負担割合が引き上げられるなどの措置が取られます。特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、減免や猶予が受けられる場合がありますので、久慈広域連合介護保険課までお問合せ下さい。

65歳以上の方の所得段階別保険料年額(令和6～8年度)

介護保険料基準額 78,480円（年額）をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万9,000円以下	0.285 (0.455)	22,320円 (35,640円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万9,000円を超え120万円以下	0.485 (0.685)	38,040円 (53,640円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.685 (0.69)	53,640円 (54,120円)
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万9,000円以下	0.90	70,560円
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万9,000円超	1.00	78,480円

第6段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	1.20	94,080円
第7段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	102,000円
第8段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	117,720円
第9段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	133,320円
第10段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	149,040円
第11段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	164,760円
第12段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	180,480円
第13段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額が720万円以上	2.40	188,280円

※第1～3段階については公費負担による軽減措置を実施しています。()内は軽減前。

40～64歳の方の介護保険料

第2号被保険者(40～64歳の方)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法にもとづいて決定し、医療保険料(税)と一緒に納めていただきます。

障がい者福祉

【 窓 口 】 社会福祉課（本庁舎 1 階） Tel 52-2119（直通）
 山形福祉室（総合支所 1 階） Tel 72-2111（代表）

手帳の交付

障がいのある方が各種福祉制度を利用していただくためには、手帳が必要です。
 また、手帳の交付（更新）には、申請が必要です。

名称	概要	対象者
身体障害者手帳	身体に障がいのある方（児童を含みます。）が、各種福祉制度を利用するために必要な手帳です。	上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・言語・心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・腎臓・肝臓及び免疫機能に障がいがあるため日常生活に制限を受けている方で、障がいの程度により 1～6 級までの等級区分のいずれかに該当する方。
療育手帳	知的に障がいのある方（児童を含みます。）が、各種福祉制度を利用するために必要な手帳です。	障がいの程度により、A（最重度、重度）または B（中度、軽度）のいずれかに該当する方。
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障がいのある方（児童を含みます。）が、各種福祉制度を利用するために必要な手帳です。	精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方で、障がいの程度により 1～3 級までの等級区分のいずれかに該当する方。

手 当

精神または身体に障がいのある方に対し、障がいの程度や年齢により、次に掲げる手当が申請によって、支給されます。

名称	対象者	支給額（月額）
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障がい者	R8. 4～ 30, 450 円
在宅重度障害者 家族介護慰労手当	在宅の重度障がい者（20 歳以上 65 歳未満（ただし、介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号の規定に該当する方を除く。）であって、特別障害者手当の支給を受けている方、又は当該手当の支給を受けている方と同程度の状態にある方）と同居して常時介護に従事している方。	R8. 4～ 3, 500 円
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する 20 歳未満の在宅障がい児。	R8. 4～ 16, 560 円

特別児童扶養手当	身体または精神に障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している方。	R8. 4～
		1 級 58,450 円 2 級 38,930 円

※所得制限、支給要件などがありますので、詳しくは、社会福祉課または山形福祉室までお問合せください。

障害者総合支援法等（障がい福祉サービス・障がい児通所支援）

障がい者（児）及び難病の方等が日常生活を営む上で、障がい福祉サービス等の利用を希望する際は、社会福祉課または山形福祉室までお問合せください。

介護給付費

種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

種類	内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

訓練等給付

種類	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

宿泊型自立訓練	夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援 (養成施設)	「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づき、視覚障がい者の方を対象として、理療師養成のための職業訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
共同生活援助 (外部サービス利用型)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (介護サービス包括型)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行います。
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する方に、地域生活を支援するため、定期巡回訪問など適時のタイミングで適正な支援を行います。

地域相談支援

種類	内容
地域移行支援	施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行います。

障がい児通所支援給付 (児童福祉法)

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。 ※治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児のみが対象。

放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、通所支援の利用が困難の時に居宅訪問して発達支援を行います。

地域生活支援事業

種類	内容
相談支援事業	<p>障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 久慈市では、洋野町、野田村、普代村と共同委託で、次の方を相談支援専門員にお願いしています。 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ひばり障害者支援センター</u> 相談支援専門員 川戸 正人 高橋 ゆう子 住所 久慈市天神堂 32-8 電話 0194-61-1840 (直通) 080-1805-8150 ○ <u>地域生活支援センター久慈</u> 住所 久慈市門前 1-151-1 電話 0194-52-8177 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援専門員 元木澤 英典 電話 090-7564-1904 ② 相談支援専門員 石羽根 ユキ子 電話 080-1660-7815 ③ 相談支援専門員 大内田 敬子 ○ <u>チャレンジドセンター久慈相談支援事業所</u> 相談支援専門員 三角 将太 住所 久慈市中央 4-34 「チャレンジドセンター久慈」 電話 0194-66-8585 ◆ その他の相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>恵水園相談支援事業所 (休止)</u> 住所 久慈市門前 1-151-3 電話 0194-66-7525 ◆ 久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター (国庫事業) ※就業のための職業準備訓練から就職後の支援、併せて生活面の支援も含めて職業生活を一体的に支援します。 住所 久慈市中央 4-34 「チャレンジドセンター久慈」 電話 0194-66-8585 FAX 0194-66-8033
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。

日常生活用具 給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付等を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な事業を行います。 例：日中一時支援事業、自動車改造費などの助成 等

自立支援医療

自立支援医療とは、通常、健康保険では医療費の三割は自己負担ですが、申請により要件が認められると公費で自己負担が原則一割となる制度です。（さらに、所得状況により月額自己負担上限額が設定されています。）

種類	内容
更生医療	障がいを軽減及び治癒させるために必要な医療を受けることができる制度です。
精神通院医療	精神通院医療（薬局、精神デイケア含む）を利用するとき自己負担が軽減される（原則一割）制度です。
育成医療	18歳未満の児童を対象に、障がいの軽減及び治癒させるために必要な医療を受けることができる制度です。

補装具

身体障害者手帳をお持ちの方に、身体機能の一部を補うための補装具の購入費や修理費を、申請により支給する制度です。

- ◇内 容 義手、義足や車いすなど、種類が多く、障がいの程度や箇所により交付を受けられるものが異なります。
- ◇自己負担額 経費の原則一割が自己負担になりますが、所得状況により月額自己負担上限額が設定されています。

各種助成制度

名称	助成内容	対象者
福祉タクシー 助成券の交付	在宅の障がい者がタクシーを利用する際に、その費用の一部（基本料金分）を助成	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方
手帳交付申請用 診断書料の助成	身体障害者手帳または、精神障害者保健福祉手帳を申請するための診断書料の一部を助成	
その他	有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の減免、自動車税の減免など	身体障害者手帳などを持っている方

※制度により制限、要件などがあり、障がい名・等級等によって該当しない場合があります。

※この他にも、さまざまな助成制度がありますので、詳しくは、社会福祉課または山形福祉室にお問合せください。

健康づくり

【 窓 口 】	こども家庭センター（元気の泉）	TEL 66-8288（直通）
	保健推進課（元気の泉）	TEL 61-3315（直通）
	山形福祉室（総合支所1階）	TEL 72-2143（直通）

母子保健

母子健康手帳

妊娠、出産から就学するまでの母と子の健康を記録するものです。妊娠届出をした際に交付します。

赤ちゃん手帳(健康診査・予防接種票)

乳幼児に必要な健診、予防接種の受診につなげ、子どもが健やかに育つことを目的として、出生の届出をした後に、こども家庭センター（元気の泉）にて交付します。

赤ちゃん手帳には、各種乳幼児健診、予防接種のお知らせと問診票が添付してあります。

妊産婦健康診査交通費宿泊費助成金交付

市外での妊産婦健診に係る交通費として市が規定する額を助成します。

対象者：久慈市に住所があり、市外で妊産婦健康診査を受けた方。

新生児等聴覚検査料補助

新生児等聴覚検査（AABR、ABR または OAE）料金について 5,000 円を上限に補助します。

対象者：久慈市に住所がある新生児聴覚検査を受けた新生児等の保護者。

※こども家庭センターで交付した「新生児等聴覚検査受診票」を持参し、委託医療機関で検査できます。委託契約をしていない医療機関で検査した方は、受診票に医療機関での検査結果を記入してもらい、母子健康手帳、領収書、明細書を添付しこども家庭センターに申請してください。

妊婦のための支援給付事業

妊娠期の経済的な負担を軽減し、妊娠中から出産、子育てまで切れ目のないサポートを行うことを目的とし、支援給付と伴走型相談支援を一体的に提供します。

1回目は妊婦であることが認定された場合に 50,000 円、その後、胎児の数×50,000 円を支給します。

乳幼児健康診査・乳幼児相談

健診、歯科健診（幼児健診のみ）を実施し、子どもの健やかな成長を支援するとともに、保護者への育児支援を行います。（対象者は広報くじの毎月 15 日号に掲載します。）

※赤ちゃん手帳に、各種問診票などが添付されています。

事業名	内容	実施方法
妊産婦健康診査	適切な時期に妊婦の一般健康診査を行い、妊娠・産後の経過を確認	医療機関で実施
妊婦歯科健康診査	妊婦の歯科健診	歯科医療機関で実施
マタニティサロンゆるり	妊婦を対象に不安や悩みを傾聴し、仲間づくりを促す	子育て支援センターで実施
産前・産後サポート訪問	助産師や保健師が訪問にて妊婦・産婦をサポート	対象者宅等で実施
産後ケア事業	助産師等が訪問や通所等により産婦や家族の希望を伺いサポート	子育て支援センター等で実施
乳児一般健康診査 ・ 1か月児 ・ 3～4か月児 ・ 9～11か月児	身体測定、発達確認、内科診察、育児相談、予防接種などの保健事業紹介	小児科医療機関で実施
4～5か月児相談	身体計測、保健栄養指導、育児相談	元気の泉で集団実施
1歳児相談	身体計測、保健栄養指導、歯科保健指導、育児相談	元気の泉で集団実施
1歳6か月児健康診査	小児科医師による健診、歯科医師による歯科健診、育児相談・保健指導	元気の泉で集団実施
幼児歯科健康診査 ・ 2歳児 ・ 2歳6か月児	歯科健診、フッ素塗布	歯科医療機関で実施
3歳児健康診査	小児科医師による健診、歯科医師による歯科健診、育児相談・保健指導	元気の泉で集団実施
5歳児健康診査	小児科医師による健診、育児相談・保健指導	元気の泉で集団実施
そだちとことばの相談	そだちとことばの相談	元気の泉などで実施
家庭訪問、電話相談	妊婦、乳児・産婦、幼児についての不安や悩みを軽減できるように、育児相談、保健指導など	3カ月までの乳児には全戸訪問 その他は随時
発達支援教室	対象児との好ましい関わり方や療育方法等について、心理専門職を中心に相談・助言・療育指導を実施	子育て支援センターで実施

養育医療給付

身体の発達が未熟なまま出生し、入院養育が必要な乳児に対し、指定養育医療機関でその養育に必要な医療の給付を行う制度です。

対象	助成
市内に居住する乳児（1歳未満）で、医師が入院養育を必要と認める未熟児等。	指定養育医療機関における養育医療にかかる医療費のうち、保険適用後の自己負担額の一部が公費負担の対象となります。（世帯の所得に応じて一部自己負担があります。）

予防接種

子どもの予防接種

市内の委託医療機関で、通年、個別接種を行います。

種別	対象年齢	接種回数	
ロタウイルス感染症	生後6週から24週0日まで	ロタリックス	2回
	生後6週から32週0日まで	ロタテック	3回
B型肝炎	1歳未満	3回	
小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月から5歳未満	4回（初回接種時の月齢に応じて、接種回数が異なります）	
五種混合 （DPT-IPV-Hib） 不活ポリオ（IPV） ジフテリア（D） 百日せき（P） 破傷風（T） Hib感染症（Hib）	生後2カ月から7歳6カ月未満	1期初回	3回
		1期追加	1回
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満	第2期	1回
BCG	1歳未満	1回	
麻しん風しん 混合(MR)	生後12カ月から24カ月未満	第1期	1回
	5歳以上7歳未満で、小学校就学の1年前	第2期	1回
水痘	1歳から3歳未満	2回	
日本脳炎(*1)	生後6カ月から7歳6カ月未満	1期初回	2回
		1期追加	1回
	9歳以上13歳未満	第2期	1回
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生から高校1年生相当の女子	2回又は3回	
インフルエンザ （任意） （期間10月～3月）	生後6カ月から高校3年生相当	13歳未満⇒2回 13歳以上⇒1回	

(*1) 日本脳炎は、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで、1期・2期が終了していないお子さんは、20歳未満の間、接種を受けることができます。

妊婦の予防接種

市内の予防接種委託医療機関で、個別接種を行います。

種別	対象週数	接種回数
RSウイルス感染症	妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日	1 回

高齢者の予防接種

市内の予防接種委託医療機関で、個別接種を行います。

種別	対象者	接種回数
季節性インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方 ・ 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有する方 	1 回接種 接種費用に対し 2,000 円を助成（生活保護世帯の方は全額助成）
高齢者の肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳の方 （65 歳の誕生日の前日から、66 歳の誕生日の前日まで） ・ 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有する方 	1 回接種 接種費用に対し 4,000 円を助成（生活保護世帯の方は全額助成）
新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方 ・ 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有する方 	1 回接種 接種費用に対し 3,500 円を助成（生活保護世帯の方は全額助成）
带状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳の方 ・ 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方 ・ 65 歳を超える方については、5 年間の経過措置として 5 歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100 歳）を位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥弱毒生水痘ワクチン使用の場合 1 回接種 接種費用に対し 4,000 円を助成 ・ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン使用の場合 2 回接種 接種費用に対し 10,000 円/回を助成 ※生活保護世帯の方は全額助成

成人の健康づくり

健康診査、がん検診等

内容	対象者	会場
後期高齢者健診	75歳以上の方、及び65歳以上75歳未満の方で、一定以上の障がいを持ち、後期高齢者医療制度に加入している方。	元気の泉、各市民センターなど (実施時期は広報などでお知らせします。)
基本健康診査	40歳以上で医療保険者が行う健診の対象とならない方。	
特定健診(国保)	40～74歳で国民健康保険に加入している方。 なお、20～39歳で国民健康保険に加入している方も対象とします。	
特定健診(国保以外)	40～74歳で国保以外の医療保険に加入している方。	それぞれ加入している医療保険者に確認してください。
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年受診)	元気の泉、山形老人福祉センター(実施時期は広報などでお知らせします)
乳がん検診	40歳以上の女性(隔年受診)	
胃がん検診	40歳以上の方	
肺がん検診	40歳以上の方	元気の泉、各市民センターなど (実施時期は広報などでお知らせします)
大腸がん検診	40歳以上の方	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	
結核健診	65歳以上の方	久慈管内歯科医療機関
歯周疾患検診	20, 30, 40, 50, 60歳及び70歳の方 (対象者に通知)	
後期高齢者歯科健診	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに75歳になられた方 (対象者に通知)	通知にて医療機関をお知らせします。

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方でがん検診等検診料免除申請書の提出を頂いた方は、費用の自己負担はありません。

がん患者医療用補正具購入事業補助金

がん患者の治療と就労や社会参加等との両立、療養生活の質がより良いものになるように、医療用補正具(*1)購入費用の一部を補助します。

(*1)医療用補正具：医療用ウィッグ及び胸部補正具。

支援内容	対象者	補助額
がん患者医療用補正具購入事業補助金	次の全てに該当する久慈市民の方 ①がんと診断され、現在治療中または治療を受けたことのある方 ②がん治療に伴う脱毛により医療用ウィッグまたは、乳房の切除により胸部補正具を購入された方 ③過去に他の自治体において同種の補正具等の購入に対する補助を受けていない方	・申請する年度内に購入した医療用補正具本体の購入費(税込)の2分の1 ・上限額：2万円

教室・その他事業

実施時期は、広報くじなどでお知らせします。

事業	内容	実施会場
健康相談	保健師・栄養士が健康づくり、疾病予防・食生活・運動などの相談などを行います。	元気の泉、山形総合支所
生活習慣病予防教室	生活習慣病の予防・重症化予防について啓発普及を図ります。	元気の泉など
心の相談	心の健康づくりに関する意識啓発を図りながら、保健師等による心の相談支援を行います。	元気の泉、山形総合支所
献血	年間を通じて、献血のご協力をお願いしています。	市役所、合同庁舎、市内の民間事業所
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康寿命の延伸・QOLの維持向上のために、高齢者の通いの場や自宅訪問等で、保健指導や健康教室を行います。	高齢者の通いの場等、自宅訪問、元気の泉

施設のご案内

久慈市国民健康保険山形診療所

場 所	山形町川井 9-44-8	TEL 72-2033
病 床 数	19 床	
診療科目	外科・内科	
診療時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分	
休 診 日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで	

元気の泉

場 所	旭町 8-100-1	TEL 61-3315
概 要	保健、福祉サービスの一体的提供により、市民の健康保持・増進を図る。あわせて保健、医療、福祉にかかるボランティア活動を促進する。	
利用時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	
休 業 日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで	

後期高齢者医療

【 窓 口 】 市民課 (本庁舎 1 階) TEL 52-2118 (直通)
ふるさと振興課 (総合支所 1 階) TEL 72-2111 (代表)

後期高齢者医療被保険者は、医療費の 1 割 (一定以上の所得がある方は 2 割又は 3 割) の自己負担で医療を受けられます。

後期高齢者医療制度への加入について

75 歳の誕生日から、後期高齢者医療制度へ自動的に加入となります。

次に該当する 65 歳以上の方は、申請により認定を受けると加入することができます。

- ・身体障害者手帳 1、2、3 級
(4 級は、音声機能、言語機能障害又は下肢障害の 1、3、4 号)
- ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級 ・障害年金 1、2 級 ・療育手帳 A 等

高額医療費について

○医療費を支払う前

医療費の自己負担限度額 (以下、限度額) は世帯の所得に応じて決定されます。

マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。マイナ保険証を利用していない人は、資格確認書に限度区分を併記する申請をすることで支払いを抑えることができます。

○医療費を支払いした後

1 カ月にかかった医療費が限度額を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

対象となる方には、診療月から概ね 3、4 カ月後に申請書を送付します。申請により口座を登録いただいた方は、次回から自動的に振り込みとなります。

※入院時のベッド代等の保険適用外の支払い分は、支給対象外となります。

特定疾病について

長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる次の疾病の方は、申請により特定疾病療養受療証 (以下、受療証) の交付を受けることができます。受療証を医療機関に提示すると、入院と外来それぞれ 1 カ月の限度額が 1 万円になります。

- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害 (血友病)
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (H I V 感染等)

治療用装具について

保険医が、治療上必要があると認めた装具を購入した場合、申請により支払い額の一部の支給を受けることができます。

※日常生活や就業上必要のあるもの、美容目的で使用されるものは支給対象外となります。

医療費助成

【 窓 口 】 市民課 (本庁舎 1 階) TEL 52-2118 (直通)
 ふるさと振興課 (総合支所 1 階) TEL 72-2111 (代表)

医療費などの助成

対象となる方が病院等で受診した際の保険診療の一部負担金を助成します。
 助成を受けるには申請手続きが必要です。

事業ごとに異なる所得制限があり、所得が所得制限の限度額を超える方は助成を受けることができません。所得制限など事業の詳細についてはお問合せください。

事業	対象者	助成内容
子ども	高等学校等卒業まで(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童	一部負担金の全額
妊産婦	妊娠5か月目の月の初日から出産日の翌月末までの妊産婦	一部負担金から自己負担額※を差し引いた額
ひとり親家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護しているひとり親の父または母と、監護されている児童、もしくは父母のない児童	一部負担金から自己負担額※を差し引いた額 ただし、高等学校等卒業までは一部負担金の全額
重度心身障害者	次のいずれかの条件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級 ・特別児童扶養手当1級 ・療育手帳A ・障害基礎年金1級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 	一部負担金から自己負担額※を差し引いた額 ただし、高等学校等卒業までは一部負担金の全額
寡婦等	配偶者のない女性で18歳から22歳の方を扶養している方と、その扶養を受けている方	一部負担金から自己負担額※を差し引いた額の8割以内の額

※自己負担額は医療機関(病院、薬局等)ごとに月額で外来1,500円、入院5,000円

※住民税非課税世帯は自己負担額なし

高額療養資金の貸付

医療費が高額となり、支払が困難な方に対して高額療養費の貸付を行います。

- ◇対 象 国民健康保険被保険者で高額療養費が1万円以上になる方の属する世帯主
- ◇貸付額 高額療養費の支給見込額以内の額
- ◇償還など 無利子

福祉医療資金の貸付

医療費助成事業の受給者が、医療機関などに支払う医療費の一部負担金のうち、高額療養費支給見込額を除いた額の貸付を行います。

- ◇対 象 医療費助成事業の受給者
- ◇貸付額 医療費助成の支給見込額以内の額
- ◇償還など 無利子

児童・母子福祉

【 窓 口 】 こども家庭センター（元気の泉） TEL 52-2169（直通）
山形福祉室（総合支所1階） TEL 72-2111（代表）

児童手当

（平成24年4月施行）

対象者	支給額（月額）	支給時期
高校修了前（満18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方	3歳未満 第1子・第2子 1万5千円 第3子以降 3万円 3歳以上高校修了前 第1子・第2子 1万円 第3子以降 3万円 ※第3子以降とは、親等の経済的負担がある大学生年代までの子（22歳に到達した年度末まで）から年齢順に数えて3人目以降の児童 ※施設入所等児童については、3歳未満1万5千円、3歳以上高校修了前1万円（一律）	2月、4月、6月、8月、10月、12月

※受給するためには認定請求が必要ですので、窓口にお問合せください。

※令和6年10月から所得制限撤廃

児童扶養手当

対象者	支給額（月額）	支給時期
父親・母親がいない児童の家庭、父親または母親が一定の障がいの状態にある家庭などで、満18歳以後の最初の3月31日までの児童、20歳未満で一定程度以上の障がいがある児童などを監護または養育している方	児童1人のとき ・全部支給される方 46,690円 ・一部支給される方 所得などに応じて11,010円から46,680円までの額	5月、7月、9月、11月、1月、3月
	児童2人目以降は次のとおり加算 ・全部支給される方 11,030円 ・一部支給される方 所得などに応じて5,520円から11,020円までの額	

※受給するためには認定請求が必要ですので、窓口にお問合せください。

※平成20年4月児童扶養手当法改正により、手当を受給してから5年を経過、支給要件に該当してから7年を経過した受給資格者は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出することになります。

※父子家庭については、平成22年8月から施行

家庭児童相談

子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活など、児童の養育に関連するさまざまな問題についての相談を受け付けます。

◇相談場所 こども家庭センター内に家庭児童相談室を設け、相談を行います。相談内容によっては、直接相談者のもとへ出向きます。

◇相談時間 月曜日～金曜日（休日は除く）午前8時30分～午後5時15分

◇問合せ先 こども家庭センター（子ども家庭係 Tel66-8282）

※緊急時にはいつでも受付可。

女性相談

日常生活上の悩み事や離婚、配偶者からの暴力など、様々な問題について相談を受け付けます。

◇相談場所 こども家庭センター

◇相談時間 月曜日～金曜日（休日は除く）午前8時30分～午後5時15分

◇問合せ先 こども家庭センター（子ども家庭係 Tel66-8282）

※緊急時にはいつでも受付可。

母子生活支援施設への入所

母子家庭およびこれに準ずる事情のある母子で、児童福祉に欠けると認められた場合、児童とその母を母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。

現在、久慈市内には施設がありませんので、市外の施設への入所となります。

保育所及び認定こども園・保育事業等

【 窓 口 】	こども家庭センター（元気の泉） 山形福祉室（総合支所 1 階） 各保育所など	TEL 52-2169（直通） TEL 72-2111（代表）
---------	--	------------------------------------

保育所及び認定こども園の利用

教育・保育を受けたい方は、支給認定を受ける必要があります。また、保育所及び認定こども園（保育部分）の利用は、保護者いずれもが就労しているなど、日常生活において常時保育の必要な児童が対象になります。なお、1号認定の利用は認定こども園が決定します。

◇年度当初の利用申込み

こども家庭センター、第1次分は12月中旬頃を期限として受け付けます。支給認定証及び利用承諾書は、2月中に送付します。

利用申込みの手続きについては、広報くじ等でお知らせします。

◇年度途中の利用申込み

随時、こども家庭センター、山形福祉室で受け付けます。

利用料等

保育所及び認定こども園の利用料は、次の表のとおりです。

なお、多子軽減やひとり親世帯等の軽減措置がありますので、詳細は窓口にお問合せください。

○認定こども園

1号認定（満3歳以上・教育認定）

区分	対象児	利用料(月額)	備考
認定こども園 (教育部分)	1号認定児	0円	実費負担として副食費がかかります。※免除措置有

○保育所及び認定こども園

2号認定（3歳以上児・保育認定） 3号認定（3歳未満児・保育認定）

区分	対象児	利用料(月額)	備考
認可保育所 認定こども園 (保育部分)	3歳未満児	0～47,000円	所得に応じた階層により利用料が異なります。 3歳以上児及びへき地保育所、児童館は実費負担として副食費がかかります。※免除措置有
	満3歳児	0～35,000円	
	3歳以上児	0円	
へき地保育所、児童館	満1歳半以上児	0～35,000円	

保育時間 ※申請窓口 こども家庭センター

施設名		開所時間	延長保育時間		延長保育料	電話番号	
保育所	公立	小久慈保育園	7時30分～19時00分	標	18時30分～19時00分	2,000円/月	59-3751
				短	7時30分～8時30分 16時30分～19時00分		
		久喜保育園	7時30分～19時00分	標	18時30分～19時00分	2,000円/月	54-2510
				短	7時30分～8時30分 16時30分～19時00分		
	私立	久慈保育園	7時20分～19時00分	標	18時20分～19時00分	無料	53-2088
				短	7時20分～8時00分 16時00分～19時00分		
		久慈湊保育園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	200円/回 2,000円/月	53-2375
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
		宇部保育園	7時20分～18時50分	標	18時20分～18時50分	200円/回 2,000円/月	56-2102
				短	7時20分～8時20分 16時20分～18時00分		
		大川目保育園	7時00分～19時00分	標	7時00分～7時30分 18時30分～19時00分	100円/30分	55-3038
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
		いなり保育園	7時00分～19時30分	標	18時00分～19時30分	無料	53-4551
				短	16時30分～19時30分		
		畑田保育園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	無料	55-3550
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
	山口保育園	7時15分～18時45分	標	18時15分～18時45分	無料	55-2411	
			短	7時15分～8時00分 16時00分～18時00分			
長内保育園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	無料	53-2582		
		短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分				

幼保連携型認定こども園	私立	久慈幼稚園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	100円/30分 3,000円/月	53-1295
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
		認定こども園 かわぬき	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	100円/時間	52-0311
				短	7時00分～8時00分	100円/時間	
					16時00分～18時00分 18時00分～19時00分	300円/時間 100円/時間	
		くじあさひ 認定こども園	7時00分～20時00分	標	18時00分～20時00分	100円/時間	75-3862
				短	7時00分～8時30分 16時30分～20時00分		
		侍浜保育園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	100円/時間 1,000円/月	58-2220
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
		門前保育園	7時00分～19時30分	標	18時00分～19時30分	200円/回 2,000円/月	52-4340
				短	7時00分～8時30分 16時30分～18時00分		
		ひばりこども園	7時00分～19時00分	標	18時00分～19時00分	無料	53-4487
				短	7時00分～8時30分 16時30分～19時00分		
		認定こども園 幸町保育園	7時20分～19時00分	標	18時20分～19時00分	無料	53-0380
短	16時00分～18時00分						

施設名		開所時間	延長保育時間		延長保育料	電話番号
へき地保育 所等	かわい児童館	7時30分～19時00分	標	18時30分～19時00分	1,500円/月	72-2002
			短	7時30分～8時30分 16時30分～19時00分		

一時預かり

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合、保育所又は認定こども園において児童を一時的に預かります。利用に当たっての詳細については、各施設にお問合せください。

また、令和元年10月から開始となった幼児教育・保育の無償化により、一定の条件を満たし、市からの認定を受けることで一時預かり等の利用料が無償となる場合があります。詳しくは、こども家庭センターへお問合せください。

◇対象児童 保育所等を利用していない児童

◇申請窓口 実施施設

施設名	曜日	利用時間	区分	時間	半日	1日	給食代	備考	
久慈保育園	月～土	8時30分～16時30分	3歳未満	300		2,400	0	土曜日2割増 延長400円/時間	
			3歳以上	250		2,000	240		
久慈湊保育園	月～金	9時00分～16時00分	3歳未満		800	1,500	250		
			3歳以上		600	1,000	250		
宇部保育園	月～金	8時00分～16時00分	3歳未満	300		2,000	0		
			3歳以上	200		1,500	0		
大川目保育園	月～土	9時00分～16時00分	3歳未満	200			190	完全給食 延長各100円/時間	
			3歳以上	100			190		
いなり保育園	月～土	8時30分～16時30分	3歳未満	300			0		
			3歳以上	300			0		
畑田保育園	月～金	9時00分～16時00分	3歳未満			1,000	0	完全給食	
			3歳以上			1,000	0		
山口保育園	月～土	8時00分～16時00分	3歳未満	250		2,000	0		
			3歳以上	250		2,000	0		
長内保育園	月～金	9時00分～16時00分	3歳未満			1,000	0	完全給食	
			3歳以上			1,000	0		
久慈幼稚園	月～金	8時30分～16時30分	3歳未満	200				給食・おやつ代込 土及び利用時間等応相談	
			3歳以上	200					
認定こども園かわぬき	月～金	8時30分～18時00分	3歳未満	300				30分150円	
			3歳以上	300					
くじあさひ認定こども園	月～金	8時30分～17時30分	3歳未満	200			200	おやつ代100円	
			3歳以上	200			200		
侍浜保育園	月～土	8時30分～16時30分	3歳未満		1,000	2,000	200	半日のみ給食代	
			3歳以上		1,000	2,000	200		
門前保育園	月～土	8時30分～17時30分	3歳未満	300	1,000	2,000	300		
			3歳以上	200		1,500	200		
ひばりこども園	月～土	8時30分～17時30分	3歳未満	初回利用から3ヶ月間または、10回の利用まで無料					
			3歳以上	以降は区分問わず、1時間200円。給食提供時200円					
認定こども園幸町保育園	月～金	8時20分～16時20分	3歳未満		1,000	2,000	0	4時間未満1,000円	
			3歳以上		1,000	2,000	0		

障がい児保育

教育・保育を受けたい障がい児を、健常な児童と一緒に保育所の集団生活の中で保育します。

◇利用料金 通常の利用料のみの徴収で、特別な負担はありません。

◇申請窓口 こども家庭センター又は山形福祉室

休日保育

保護者の仕事などの都合によって、日曜日や祝祭日に保護者が保育できない場合、市が指定した保育所又は認定こども園で保育を行います。

- ◇指定施設 長内保育園、くじあさひ認定こども園、門前保育園
- ◇対象児童 2号又は3号の支給認定を受けて保育所又は認定こども園を利用している児童
- ◇利用料金 無料
- ◇申請窓口 こども家庭センター

子育て支援センター事業

子育ての不安の解消を図るための相談指導や子育て支援事業を総合的に行います。窓口に設置されている受付簿に必要事項を記入し、自由にご利用ください。

- ◇実施場所 久慈市子育て支援センター
所在地：久慈市川崎町 11-1
電 話：0194-52-3210
- ◇対 象 者 子育てに不安を持つ保護者やその児童など
- ◇支援内容 遊び場の開放、育児不安などについての相談や指導、子育てサークルの育成と支援、各種講座、親子教室の実施など
- ◇開設時間 ①月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
②土曜日 午前8時30分～正午
- ◇休 館 日 日曜日、祝祭日、年末年始

放課後児童健全育成事業

保護者が、仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を放課後や土曜日、夏休みなどの長期休暇に預かり、健全育成を図ります。申込みは、各施設の父母の会等になります。

また、放課後児童クラブが未設置の小学校区についても、地域の需要を確認し、事業を推進します。

◇実施状況

クラブ名	対象小学校	運営主体	施設	開設時間（平日）	利用料（月）
久慈学童保育所 第一みつばちの家	久慈小学校	父母の会	専用施設 （公設）	午後0時15分 ～午後6時45分	6,000円 ～8,000円
久慈学童保育所 第二みつばちの家			専用施設 （民家借上）		
久慈学童保育所 第三みつばちの家					
長内学童保育所 わんぱくクラブ	長内小学校	父母の会	余裕教室	午前11時45分 ～午後7時	6,500円 ～8,500円
長内学童保育所 第2わんぱくクラブ		父母の会	専用施設 （公設）	午後3時 ～午後6時45分	6,500円 ～8,500円
平山学童クラブ	学区指定無	NPO法人 琥珀の泉	専用施設 （民設）	午前11時 ～午後7時	2,000円 ～4,000円
大川目学童 根っこクラブ	大川目小学校	父母会	余裕教室	正午～ 午後7時	3,000円 ～5,000円
放課後児童クラブ ココ ^{ココ} . ^{アール} R	久慈・久慈湊・ 長内・小久慈・ 大川目小学校	NPO法人 mazel.be	専用施設 （民設）	午後2時 ～午後7時	6,000円 ～8,000円
放課後児童クラブ COCO.R SAKURA	宇部、久喜 小袖小学校	NPO法人 mazel.be	専用施設 （民家借上）	午後2時 ～午後6時45分	6,000円 ～8,000円
放課後児童クラブ COCO.R たんぽぽ	小久慈小学校	NPO法人 mazel.be	専用施設 （公設）	午後2時～ 午後7時	6,000円 ～8,000円
放課後児童クラブ COCO.R SAMURAIHAMA	侍浜小学校	NPO法人 mazel.be	余裕教室	午後2時～ 午後7時	6,000円 ～8,000円
放課後児童クラブ COCO.R ひまわり	久慈湊小学校	NPO法人 mazel.be	専用施設 （公設）	午後2時～ 午後7時	6,000円 ～8,000円
放課後児童クラブ Gatagon Base	山形小学校	NPO法人 やまがた地域 振興協議会	公的施設	午後1時～ 午後7時	6,000円

※おやつ代等の別途徴収は運営主体により異なります。

【相談窓口】

<p>生活の福祉 高齢者福祉</p>	<p>社会福祉課（本庁舎1階） 山形福祉室（総合支所1階）</p>	<p>TEL 52-2119（直通） TEL 72-2111（代表）</p>
<p>高齢者支援</p>	<p>地域包括支援センター（元気の泉） 〃 介護保険受付窓口 ランチけやきの里 ランチ山形 久慈市社会福祉協議会 久慈市社会福祉協議会山形事務所 （山形老人福祉センター）</p>	<p>TEL 61-1557（直通） TEL 61-1112（直通） TEL 59-3181（櫛の里内） TEL 72-3110（愛山荘内） TEL 53-3380（直通） TEL 72-2911（直通）</p>
<p>介護保険</p>	<p>地域包括支援センター（元気の泉） 介護保険受付窓口 山形福祉室（総合支所1階） 久慈広域連合介護保険課</p>	<p>TEL 61-1112（直通） TEL 72-2111（代表） TEL 61-3355（直通）</p>
<p>健康づくり</p>	<p>こども家庭センター（元気の泉） 保健推進課（元気の泉） 山形福祉室（総合支所1階）</p>	<p>TEL 66-8288（直通） TEL 61-3315（直通） TEL 72-2111（代表）</p>
<p>後期高齢者医療</p>	<p>市民課（本庁舎1階） ふるさと振興課（総合支所1階）</p>	<p>TEL 52-2118（直通） TEL 72-2111（代表）</p>
<p>福祉医療</p>	<p>市民課（本庁舎1階） ふるさと振興課（総合支所1階）</p>	<p>TEL 52-2118（直通） TEL 72-2111（代表）</p>
<p>障害者福祉</p>	<p>社会福祉課（本庁舎1階） 山形福祉室（総合支所1階）</p>	<p>TEL 52-2119（直通） TEL 72-2111（代表）</p>
<p>児童・母子福祉</p>	<p>こども家庭センター（元気の泉） 山形福祉室（総合支所1階）</p>	<p>TEL 52-2169（直通） TEL 72-2111（代表）</p>